

「ウイグルオンライン」閉鎖5年

山本 賢二*

「维吾尔在线」(www.uighurbiz.net) Uighur online (以下「ウイグルオンライン」)はその主宰者である中央民族大学教師イリハム・トッティが逮捕され、無期懲役の刑に処せられる中で、閉鎖され5年になる。

同サイトはイスラム文明と儒教文明の交わる新疆ウイグル自治区(東トルキスタン)に関心のある筆者にとって、中国域内からウイグル族による中国語で発信される情報源の一つであり、中国の官制メディアとは異なる情報に接することができ、日常的にアクセスしてきた。

主宰者イリハム・トッティは2014年1月に逮捕され、「国家分離」罪によって同年9月23日の一審で無期懲役に処せられ、同年11月21日の二審でその刑が確定したが、その逮捕当時の当局の報道によると、彼は「域外の『東トルキスタン』勢力とぐるになり、インターネットを利用し、『新疆独立』を鼓吹し、教場を利用し、『政府転覆』を煽動、教師の身分を利用し、分離活動を行い、自身を頭目とする国家分離犯罪集団を形成し、国家の安全と社会の安定に重大な危害をもたらした。」(「環球時報」2014.1.27)とされるとともに、一審の結果を伝える新華社電は「法廷の審理が明らかにしたのは、長期にわたり、イリハム・トッティは『ウイグルオンライン』(维吾尔在线)ウェブサイトプラットフォームにして、その大学教師の身分を利用し、授業活動を通じて、民族分離思想を伝播させ、一部の少数民族学生をそのウェブサイトに加わるよう唆し、引き込み、脅迫し、イリハム・トッティを首謀者とする国家分離犯罪集団を形成した。同犯罪集団はイリハム・トッティの指導の下で、国家分離を目的とし、一連の国家を分離させる犯罪活動を組織、画策、実行した。」(新华网乌鲁木齐9月3日)と報じている。すなわち、この「ウイグルオンライン」が「イリハム・トッティを首謀者とする国家分離犯罪集団」の「分離思想を伝播」させる「プラットフォーム」になってきたという指摘である。そして、イリハムの逮捕とともに「ウイグルオンライン」は閉鎖されたのである。

こうした敵対矛盾になったと判断したのは彼が2014年1月に逮捕された時の中国共産党の総書記にあった習近平の意向によるものであることは明らかである。それは民族問題という敏感な問題に対して、国際的非難を覚悟で決断を下せるのは党の組織原則である民主集中制のトップにある総書記だけであるからである。

胡錦濤時代の2009年7月5日に区都ウルムチ市で発生した「7.5」事件の時でさえ、編集のハイラト・ニヤズが同年逮捕され、2010年に懲役15年の判決を受けているものの、「ウイグルオンライン」は最終的に閉鎖されることはなかったことを考えても、そこに習の治国意志とインターネットに対する警戒感が反映されているといえよう。

もとより、メディアから伝えられる情報はすべて送り手によって「つくられた」ものであるとい

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

うメディアリテラシーの基礎の「基」を持ち出すまでもなく、「ウイグルオンライン」から流される情報もその運営者によって構成された内容となる。つまり、あらゆる情報は主体者であるわれわれが信じるに足るものか、足らぬものかの判断を下す必要があり、「ウイグルオンライン」のそれも例外ではない。

「ウイグルオンライン」設立趣旨と調査報告

イリハム・トッティは「わたしの理想と事業選択の道」（我的理想和事业选择之路 https://s3.amazonaws.com/wenyunchao_share/Illham_01.html）の中で2005年末に開設した「ウイグルオンライン」の趣旨について「『ウイグルオンライン』はわたし個人が創設したウェブサイトであり、その趣旨は全国の各民族人民と世界に新疆を理解、ウイグル族を理解してもらい、新疆の各民族人民にこの世界を理解してもらい、民族集団間の相互理解を促進、対話を促進することにある。管理面においては、いかなる独立、分離を主張したり無責任な煽動的言論も発表することに反対し、国家転覆の言論を発表することにも反対する。」「ただし、新疆あるいはその他の地方の社会時弊を直言する文章、その意図が好いものであり、内容が真実でありさえすれば禁止しない。」と語ると同時に、「ウイグルオンライン」の果たすべき役割について縷々説明している。しかし、結果的にその運営が「インターネットを利用し、『新疆独立』を鼓吹し」たとして、無期懲役刑を形成する罪状の一つになったのである。

そして、その調査報告については、新華社が公表した裁判の審理状況を引用すると、「イリハム・トッティは社会問題アンケート調査結果を『でっち上げ』るとともに、『ウイグルオンライン』ウェブサイトに虚偽のデータを以て調査報告を発表し、教室でその内容を引用し、新疆独立と『高度の自治』を支持する虚偽の民意を偽造した。」との公訴人の指摘に対し、イリハムは「調査は行ったがデータは公表していない」と答え、「被告人と弁護人はいずれも被告人イリハム・トッティが調査を行ったことに関する証拠を提示しなかった。」（伊力哈木分裂国家案庭审纪实 新华社乌鲁木齐9月24日电）とある。つまり、イリハムは自らの調査データを提示できず、それを当局から「でっち上げ」だと断定されたのである。

イリハムは調査報告に触れて「当面の新疆民族問題の現状と提案」（当前新疆民族问题的现状和建议）（https://nyshalong.com/public/archive/20140419/20140419_ref1.pdf）の中で、次のように述べている。「学術面において、一つの声だけがある、これは決してこの声が反映しているのが社会の実情であることを意味するものではない。7.5事件前、楊聖明の新疆民族問題調査報告を例にとれば、この調査報告はウイグル人の国家認知度が漢族の国家認知度を上回っており、民族を跨ぐ婚姻に対し、大部分のウイグル族と漢族がいずれも支持する態度であったと指摘している。報告は最後に、新疆に重大な民族問題があるとする観点は人を驚かせるためであると強調している。しかし、われわれの調査はこれと完全に相反するもので、ウイグル族社会の国家認知度は楽観できないものであり、民族を跨ぐ婚姻は實際上、各民族いずれにも反対、ボイコットされている。」。当局によると、こうしたイリハムの発言には根拠がなく、「でっち上げ」だということになる。

イリハムが一例として挙げた楊聖敏（明）（中央民族大学民族学・社会学院院长）の調査報告は、ウルムチ市などで2年にわたる調査で得られた有効サンプル2094を基に、2007年に公表された

「新疆のウイグル・漢民族関係の初歩的調査と試みの分析」（新疆維漢民族关系的初步调查与试分析）（2007年5月11日－香港《大公报》）であり、その中で「新疆において、9割のウイグル族民衆は自分が中国人であることに誇りを感じていて、ウイグル族民衆の国家に対する認知度が割と高く、8割にも上るウイグル族民衆が分離活動は有害であると考えている。」などと報告されている。

一方にデータがあり、別の一方にはデータが無い。データがあれば正しく、データが無ければ正しくないというものでもない。両者いずれも嘘を言っているわけではないであろう。楊の調査報告についていえば、中国においてウイグル族に国家に対する認知度を聞くとき、ウイグル人の被験者が本心で答える人がどれだけいるであろうか。自らが置かれている政治環境を考えればどのように答えれば身の安全が守られるのかをまず考えるはずである。これは自明の理である。そして、それが数字に表れると「9割のウイグル族民衆は自分が中国人であることに誇りを感じ」となるのである。こうしたアンケート調査の類は表現・言論・学問の自由が完全に保障されている環境の下でのみ有効であり、中国共産党による社会管理の徹底した現在の中国ではただ単に数字の遊びでしかない。

一方、イリハムが調査を行ったかどうかは別にして、彼の認識からすれば楊の調査結果はまさに「完全に相反」したデータであり、容認できる内容ではなかったため、かかる反論になったのであろう。それは「でっち上げ」かも知れないし、「科学」でもないかも知れないが、自由な調査環境の無いところでは、体験に基づく声も真実に近づく助けとなるものであり、彼の発言を一概に否定できるものではない。

ウイグル問題と安倍首相

今般、安倍晋三総理大臣は2018年10月25日から27日まで中国を訪問したが、それに先立ち産経新聞は25日（2018.10.25 22:19）に「安倍晋三首相は習近平氏にウイグル問題を提起するか」と題する下記の記事（北京 原川貴郎）を発信した。

中国・新疆ウイグル自治区では、イスラム教を信仰する100万人規模のウイグル族らが、当局の手で「再教育施設」に強制的に収容され、凄惨な人権弾圧を受けている。ウイグル人や世界の人権団体だけでなく、欧米を中心とする国際社会が中国への批判を強めている。

バチレ国連人権高等弁務官は9月、国連人種差別撤廃委員会の8月の報告も踏まえ、中国政府に対してウイグル問題に関する調査を許可するよう求めた。

ペンス米副大統領は10月4日の演説で「新疆ウイグル自治区では、共産党が100万人ほどのイスラム教ウイグル人を収容所に入れ、昼夜を問わず洗脳している」と指摘した。

マレーシアのマハティール首相は15日、親中派の前政権下で拘束し、中国側が強制送還を求めていたウイグル族男性11人について、釈放したと発表した。

安倍晋三首相も、ウイグル人の人権問題に強く関心を寄せてきた一人だ。

平成20年5月、来日した中国の胡錦濤国家主席（当時）に対し、日本留学中に中国に一時帰国した際、国家分裂を扇動したとして逮捕されたウイグル人男性の釈放を求めた。

野党時代の24年4月には日本ウイグル国会議員連盟設立総会で「中国は国連安全保障理事会理

事国の一国で世界において重要なプレーヤーの一国だ。中国にも責任ある立場で地域の平和と安定、人権が守られる状況をつくっていく上でも責任を果たしてもらおうべく、働きかけをしていきたい」と語った。

26日の習近平国家主席との会談で、安倍首相はウイグル問題を提起するか。産経新聞の取材で「習氏に直接、ウイグル問題を取り上げてほしい」と訴えたラビア・カーディル氏だけでなく、国際社会が注目しているといっても過言ではない。

これは「ウイグル問題」に特化しているものの、短いながらも共時的・通時的情報を読者に提供し、別の側面から安倍首相の訪中について考えさせるジャーナリストの優れた記事だと言えよう。

それは産経新聞が「ウイグル問題」に関心をもち、上掲記事の安倍首相が「平成20年5月、来日した中国の胡錦濤国家主席（当時）に対し、日本留学中に中国に一時帰国した際、国家分裂を扇動したとして逮捕されたウイグル人男性の釈放を求めた。」ことについて、往時、「【胡錦濤氏訪日】歴代首相と朝食会 安倍氏はチベット問題に懸念表明 小泉氏は姿見せず」（2008.5.8 10:44）と題する記事を掲載し、その中で「ウイグル問題」に関連し、安倍氏はウイグル問題にも触れ、東京大に留学中の平成10年に中国に一時帰国して逮捕されたトフティ・チュニアズさんについて、『彼の家族は日本にいる。無事釈放されることを希望する』と述べた。胡主席はトフティ氏について『私は知らないで、しっかりした法執行が行われているかどうか調べる』と応じたが、チベット問題について言及はなかった。」などと伝えていた。

筆者は「安倍前首相のウイグル問題に関する発言と行動—胡錦濤主席と首相経験者の会見などから—」（平成20年9月 現代中国事情 第21号）と題する一文の中で、この産経新聞の記事を引用すると同時に、安倍首相自身のホームページ（<http://www3.s-abe.or.jp/>）にアップされた「胡錦濤中国国家主席を囲む朝食会での発言について」と題する説明を転載したことがあるが、その「ウイグル問題」に言及した部分を以下に再録したい。

私が5月8日に開かれた中曽根元総理主催の胡錦濤中国国家主席を囲む朝食会の席上、チベット問題とウイグル問題を取り上げたことに関して、各方面から様々なご意見をいただきました。今回の発言について改めて私の考えを述べさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・

次にウイグル問題について「日本の東大に留学していたトフティ・チュニヤズさんが研究のため中国に一時帰国した際、逮捕され、11年が経過している。彼の奥さん、家族は日本にいる。無事釈放され、日本に帰ってくることを希望する」と具体的な人名をあげて、胡主席に要望しました。

トフティさんの問題については、次のような経緯で問題の存在を知りました。

昨年末、私はウイグル解放運動家のラビア・カーディルさんと「中国を追われたウイグル人」の著者である中央大学講師の水谷尚子さんとお会いしました。ラビアさんはノーベル平和賞の候補者として名前があがったこともあります。

その席で水谷さんからトフティさんの問題を詳しく聞き、さらに今年4月末にトフティさんの奥さまにもお目にかかりました。

奥さまは私に対し「主人は日本でまじめに勉強することを生きがいにしていました」と切々と語

りました。トフティさんは中国人ではありませんが、学問の自由を保障されている日本で学んでいたものであり、その意味では日本の学徒でもあります。彼自身に取り組んでいる研究課題の延長戦で罪に問われたわけですが、日本で学んでいる学生である以上、日本の政治家としてトフティさんの人権を守ることが重要であると考えました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

私は安倍内閣で価値観外交、主張する外交を掲げました。自由、民主主義、基本的人権、法の支配という普遍的な価値観を共有する国々の輪を広げていくというのが価値観外交の基本です。

日本人の強い憂慮を直接、胡主席に伝えることは、中国の人権状況の改善への働きかけであると同時に、日本が世界に向けてメッセージを発信することにもなると確信していました。

今後、チベット問題、ウイグル問題、さらにトフティさんの解放など、前進があることを強く期待しています。私自身、政治家として前総理として引き続き取り組んでいきたいと思えます。

こうした発言は第一次安倍内閣後、首相という要職から一政治家になった安倍晋三の政治的立場を示すものであり、いわゆる「自由、民主主義、基本的人権、法の支配という普遍的な価値観」を彼自身が政治信条としていることの反映だと言える。

そうした政治信条をもった安倍が首相に復帰、中国を訪問する時に、当時世界ウイグル会議議長であったラビア・カーディル女史が安倍首相に「習氏に直接、ウイグル問題を取り上げてほしい」と訴えたのも、同女史がかつて安倍首相と面会したことを考えれば当然のことであろう。しかし、当時は一政治家、現在は一国の総理大臣という立場の違いがあり、自らの政治信条だけで行動できるはずもないことは本人自身が一番知っていることである。

国際的にウイグル族に対する再教育施設の存在が取りざたされている現今、実際に、安倍首相が習近平国家主席と会談した際、「ウイグル問題」を取り上げたかどうかはわからないが、少なくとも記者発表や外務省のホームページの「安倍首相の訪中」の中には「ウイグル問題」に触れたという記述はない。(平成30年10月26日 安倍総理の訪中(全体概要)2 日中首脳会談等の概要(3) 習近平国家主席との会談(26日午後)) それは、トフティ氏(1998年2月に一時帰国、ウルムチ市国家安全庁に拘束され、2000年3月に「国家機密不法取得罪」と「国家分裂扇動罪」によって懲役11年、政治権利剥奪2年の刑が確定、服役)がすでに2009年2月に11年の刑期を終え釈放されていることも関係するかも知れないが、彼の政治信条は当時も今も変わってはいないであろう。

筆者にこうしたことを思い出させたことも含めて前掲した「安倍晋三首相は習近平氏にウイグル問題を提起するか」と題する産経新聞の原川貴郎記者の北京からの記事は「凄惨な」という表現は気になるころではあるが、ただ単に情報の切り売りではなく、ジャーナリストとしていくつかの情報をまとめニュースとしたプロの仕事であったといえる。

新疆と小島康誉

なお、ウイグル問題というどうしても政治的色彩が強くなるが、われわれが誇りに感じることに小島康誉（やすたか）さんの新疆と日本の相互理解への貢献に触れなければならないだろう。

筆者は新疆大学卒業生と入試で面接したことがある。その時、受験生の学歴の中に「小島奨学金」を得たという記述があり、その受験生は誇りに感じていると語っていたことを思い出す。

人民網日本語版（2018年06月20日16:11）は「新疆を第二の故郷とし、改革開放以降の発展を見てきた僧侶・小島康誉氏」と題する取材記事を掲載している。以下、小島さんの理解に資するため、少し長くなるがその抜粋を転載したい。

「日本の浄土宗僧侶である小島康誉氏は、36年前に初めて新疆維吾爾（ウイグル）自治区を訪問し、善良で親切な地元の人々や豊富な文化遺産に魅了されてから、これまですでに150回以上同地を訪問している。・・・1942年に名古屋で生まれた小島氏は、66年に宝石店「宝石の鶴亀」（現あずみ）を創業し、161店舗を展開し、93年に名古屋証券取引所に上場した。87年に得度し、96年に社長を退任した。小島氏は穏やかな表情で笑顔が優しく、ごく普通の高齢の男性に見え、新疆維吾爾自治区人民政府顧問、烏魯木齊（ウルムチ）榮譽市民、新疆大学名誉教授、清華大学客員研究員、中国歴史文化遺産保護網理事長、中日・日中共同尼雅、丹丹烏里克遺跡学術考察日本側隊長など、中国と関係あるそうそうたる肩書があるとは想像もつかない。小島氏は新疆で最も有名であり、最も敬意を示される外国人の一人だ。」

「小島氏はこれまでに、新疆で100件以上のプロジェクトに投資を行ってきた。例えば、改革開放初期、新疆大学に『小島康誉奨学金』を設置し、17年までに援助した奨学金の額は合わせて4400万円に達した。また、新疆の中日友好希望学校5校の建設のためにも寄付をしてきた。小島氏は、「ある時、新疆でタクシーに乗り、運転手がどうしても料金を受け取ってくれなかった。話を聞いてみると、運転手の妹が新疆大学に通っていた時に私が設置した奨学金を受けていたため、その感謝の意を示そうと、料金を受け取ろうとしなかったのだ」と話し、新疆で何度も礼遇を受け、心温まる思いをしたことを語った。」

「小島氏は、新疆の文化財保護、文化教育事業の発展、及び中日両国の国民の文化交流に大きく寄与し、中国全国人民代表大会環境・資源保護委員会から榮譽証書、中国文化部（省）から「文化交流貢献賞」を授与され、人民日報からは「現代の阿倍仲麻呂」と呼ばれている。01年、新疆維吾爾自治区政府は、小島氏が新疆で活動して20周年になるのを記念するイベントを開催した。小島氏は日本でも外務大臣表彰や文化庁長表彰などを授与され、日本政府からもその活動が高く評価されている。」

「16年9月、小島氏は新疆大学国際文化交流学院の客員教授となった際、『新疆に貢献できるよう、今後もいささか微力を尽くす決意。そして、将来は、遺骨をタクラマカン砂漠に埋めてほしい』と話した。」

上掲の記事にあるように「小島氏は新疆で最も有名であり、最も敬意を示される外国人の一人だ。」であり、恐らく新疆ウイグル自治区で一番尊敬されている日本人でもあろう。

われわれが「ウイグル問題」を語るとき、この小島さんの存在と彼の新疆への思いも知っておくべきであろう。

なお、NHKのCD「ラジオ深夜便 “シルクロードに燃える”～小島康誉」（シルクロードに燃える（平成17年5月15～16日放送）きき手：上野重喜「こころの時代」制作班）では小島さんがインタビューに答えて自らの足跡を語っている。

「ウイグル問題」と情報

もとより、「ウイグル問題」は中国共産党にとっては、国家の統一にかかわる核心問題であり、独立はおろかそれを目指す分離運動などを許容するはずもない。一方、国外にある世界ウイグル会議は中国によるウイグル族抑圧を訴えるとともに、独立を目指す正統性を主張している。こうした関係は必然的に情報戦の様相を呈する。

われわれは伝えられる情報の中から「真実」に近づくための「事実」を汲み上げなければならないのであるが、その情報自体に信頼性がないとすれば、自らの体験と知識に基づいて判断せざるを得ない。しかし、その自らの判断基準がリップマンのいうように、「それぞれの人間は直接に得た確かな知識に基づいてではなくて、自分が作り上げたイメージ、もしくは与えられたイメージに基づいて物事を行っている」と想定しなければならない。」というのであれば、「人間」はそうした「ステレオタイプ」によって情報の真偽を判断する傾向をもつ。

筆者の友人は圧倒的に漢族が多い。彼らの中にはウイグル人は「清潔ではない」し、「『羊肉串』など何の肉を使っているか分からない」、子供は「スリ」だなどと言う人もいる。一方、わたしの友人のウイグル人の一人は「サラート（礼拝）のため一日五回身を清めているので、漢族よりずっと清潔だ」などと反論する。

知識を除くと、筆者の体験は漢族との接触から得たものが圧倒的に多い。ウイグル族とは、北京の魏公村、甘家口での接触、ウルムチの新疆大学滞在、中央民族大学ウイグル族教師についてのウイグル語学習などの体験がある。また、中国滞在中にはよくウイグル料理店に行き、新疆「黒ビール」を飲み、羊の骨付き肉やナンを食べ、踊りと歌の好きな陽気なウイグル族店員と語り合ったりした。さらに、「哈密瓜」（ハミメロン）も好きで、しゃきしゃきとした食感が忘れられない。胡桃の収穫の季節になると胡桃を水あめでおこしのようにつめた「切糕」を思い出す。これに加えて、「羊肉串」、讃岐うどんのようにコシのある麺・・・などなど、口を通じての記憶も少なからぬある。

こうした体験と記憶のあるわたしが驚かされたのはウルムチで自動小銃を携行した武装警察が二人でパトロールを開始したというニュースに接したときである。そして、いまでも疑問に思っているのが、そうしたパトロールが日常的に行われるとともに、いたるところに監視カメラが設置されているウルムチで2009年7月5日に騒乱事件が発生したことである。世界ウイグル会議がネットを通じて煽動したという当局の説明をそのまま受け入れることはできない。中国公安の監視機能は不穏な動きがあれば即座にキャッチできる。ウイグル族と思われる何人かが集まればすぐにその情報は上級に伝わり、解散させられるはずである。情報が内部においてどのように伝わり、どのような対応の指示があったのか知る由もないが、とにかく極めて不可解な事件であった。この「7.5」事

件という情報に接した際のこうした筆者の認識はまさにわたし自身の体験と記憶、それに知識の反映である。

筆者は、こうした直接的体験と記憶、さらに関係書籍から得られる知識以外、「ウイグル問題」に関する日常的情報は基本的にオープンソースから得ていて、新疆日報のほかに下記のウェブサイト（主に中国語）によくアクセスする。

中国の観点：

新華社が運営する「新华网新疆频道（www.xj.xinhuanet.com/）」、人民日報系列の「人民网新疆（[www.xj.people.com.cn.](http://www.xj.people.com.cn/)）」、中国新聞社の「中国新闻网新疆新闻网（www.xj.chinanews.com/）」。
それに新疆ウイグル自治区党委宣传部主宰、新疆ウイグル自治区政府新聞弁公室主管、新疆ウイグル自治区インターネット報道センターの運営するニュースサイトの天山網（www.ts.cn）である。

分離独立を主張する側の観点：

世界ウイグル会議（World Uyghur Congress, WUC）（www.uyghurcongress.org/cn/）、在米ウイグル人協会（UAA）が米国民民主基金会（NED）の経済的支援を受けて開設した「Uyghur Human Rights Project」（维吾尔人权项目（UHRP）（<https://chinese.uhrp.org/>））。

このほか「boxun news」（博讯新闻）（<https://news.boxun.com/>）の「博讯热点」の「新疆问题」なども利用している。

また、チベット作家の唯色と『わたしの西域、あなたの東トルキスタン』（我的西域，你的东土）の作者王力雄の運営する「Unseen Tibet」（看不见的西藏～唯色）（woeser.middle-way.net/）にもよくアクセスする。

そして、当局が「でっち上げ」だとする「ウイグルオンライン」のかつての「調査報告」については、現在も「<<维吾尔在线 uighurbiz>> 在线报告」（uighurbiz14.rssing.com/chan-16228885/all_p1.html）で見ることができる。

多くの情報、少ない情報、異なる情報など様々な情報に接したとき、主体者としてのわれわれがそれをいかに読み解くかが重要になる。それは最終的には情報を読み解くための体験と記憶を含む知識と知恵をわれわれがもっているか否かにかかっている。その知識と知恵は情報に対する洞察力を養ってくれるもので、われわれは常に知識の吸収とその知恵への転換を繰り返し、日々その洞察力を磨いていかなければならない。

これまで、上掲のウェブサイトから得られる情報を読み解きながら、儒教文明とチュルク系イスラム文明の交わる新疆（東トルキスタン）の実情を考えてきた。

とくに、2001年9月11日の米国における同時多発テロ以降、中国は「反テロ国際闘争」の一環と捉え、三つの勢力（宗教過激派、テロ分子、分離主義者）をターゲットにして取り締まりを強化し、情報も開示するようになり、「東土」（東トルキスタン）という中国語も多くの人の目に触れるようになった。

こうした「三つの勢力」に対する摘発の法的根拠となる「反テロリズム法」（中华人民共和国反恐怖主义法）が制定され、2015年12月27日に公布、2016年1月1日に施行されている。そして、新疆では「新疆ウイグル自治区過激化排除条例」（新疆维吾尔自治区去极端化条例）が2017年3月29日に採択、2017年4月1日より施行され、翌2018年10月8日に修正されるなど、着々と法律・条例による規制が強化されている。

また、言語文字については、その第九条で「国家機関は普通話と規範漢字を公務用語用字にする。」（国家机关以普通话和规范汉字为公务用语用字。）と規定する「中華人民共和国国家通用言語文字法」（中华人民共和国国家通用语言文字法）が2000年10月31日に採択、翌2001年1月1日に施行されている。いわゆる「漢語普通話」の公用語化と「漢字」の公用字化である。

宗教についても、規制の緩かった1994年7月16日に採択された33条からなる「新疆ウイグル自治区宗教事務管理条例」（新疆维吾尔自治区宗教事务管理条例）は2014年11月28日に規制が強化され66条に拡大修正され2015年1月1日に施行されている。その規制の最たるものは「第37条 未成年者は宗教活動に参加できない。」であろう。無神論者の共産主義者にとってはこれとて最大の譲歩であろうが、信仰をもつ人にとっては「未成年」「成年」の区別は関係のない要件であるはずだからである。

そして、新疆の共産党員には2000年12月14日に中国共産党新疆ウイグル自治区規律検査委員会によって「中共新疆ウイグル自治区規律検査委員会の共産党員、党組織の民族分離に反対し、祖国統一と民族団結を擁護する闘争の中における政治規律違反行為に関する党紀処分暫定規定」（中共新疆维吾尔自治区纪律检查委员会关于对共产党员、党组织在反对民族分裂、维护祖国统一斗争中违反政治纪律的行为的党纪处分暂行规定）が制定され、同12月26日、新疆ウイグル自治区の各党組織に下達されていたが、この「暫定規定」も22条から31条に修正拡大され2016年6月に新たに公布されている。

さらに、2017年8月には「中共新疆ウイグル自治区委員会の反分離闘争規律を厳格にすることに関する規定」（中共新疆维吾尔自治区委员会关于严肃反分裂斗争纪律的规定）なども下達され、各地・各機関の党組織の中でその学習も進められている。

こうした一連の新疆ウイグル自治区での動向はどうやらイリハムの「ウイグル族社会の国家認知度は楽観できないものであり」との指摘が「真実」に近いのではないかと思わせる。

もとより、ウイグル問題について、われわれは錯綜する情報の中でさまざまな視座から通時的・共時的かつ多面的に考えていくべきことも当然であろう。ただ言えることは、メディアが伝える情報はそのメディアのフレームに基づき発せられた情報であり、その情報が「真実」に近づくための「事実」をわれわれに提供しているとは限らないことである。常に我々が考えなければいけないことは情報の先に人がいるということであり、情報の先にある日々暮らしている人々を思うと、漢族であろうが、ウイグル族であろうが、人が人としてそこで生きていくためにはいかなる環境が必要なのかを考えることを「ウイグル問題」に関する情報に対する一つの判断基準にするべきであろう。そして、その基準を構成するものはやはり1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された「世界人権宣言」の諸項目にあると言える。その内容は「理想」ではあるが、「理想」を追い求めるのが人間である以上、その実現に努める責務をわれわれは負っているからである。